

# わが国における高レベル放射性廃棄物処分の法的側面に関する一考察

Some Legal Aspects on High Level Radioactive Waste Disposal in Japan

キーワード：高レベル放射性廃棄物、原子炉等規制法、原子力損害賠償法

田辺 朋行

わが国では高レベル放射性廃棄物処分についてその研究・実施体制を整備することが緊急の課題とされている。この点について、従来より実施主体のあり方を巡る議論はなされてきたが、処分をどのような規制スキームの下で実施すれば良いか、については必ずしも十分に考察されてこなかった。そこで、本研究では、高レベル廃棄物処分の法的側面について次の考察を加えた。まず、わが国の現行処分法制を分析し、そこでは高レベル廃棄物処分が必ずしも明確に規定されていないことを明らかにした。次に、高レベル廃棄物処分法制のあり方に関してどのような法的選択肢が考えられるか、について、①原子炉等規制法適用の側面、②原子力損害賠償法適用の側面及び③政令改正による事業化の側面から、それらを6つの選択肢に整理し、そのそれぞれに対して、①廃棄物埋設事業の根拠規定との関係、②高レベル廃棄物処分が他の原子力事業行為に比べて“特殊”であるかどうか、③既存の原子力法体系との整合性、④国民の合意形成、の観点から考察を加えた。そして、以上の考察から、本研究では、高レベル廃棄物処分を、政令改正を通じた原子炉等規制法上の事業として実施するのではなく、別立法に基づく事業として実施し、事業継続中に生じた原子力損害については現行原子力損害賠償法に基づく賠償処理を行うが、処分場が閉鎖され事業が終了した後に生じた損害については、別立法に基づく賠償処理を行うことが、現実的な処分法制の選択肢の一つとして検討に値することを示した。

- はじめに
- わが国の現行処分法制
  - 概要
  - 原子炉等規制法における規制
  - 原子力損害賠償法における規制
- 処分法制のあり方を巡る議論
  - 問題の所在
  - 問題点の整理
  - 法的選択肢の整理
  - 実施主体論との関係
- 処分法制の選択肢に対する考察
  - 廃棄物埋設事業の根拠規定との関係
  - 高レベル廃棄物処分の“特殊性”の有無
  - 既存原子力法体系との整合性
  - 国民の合意形成
- まとめと今後の課題

## 1. はじめに

わが国では、高レベル廃棄物処分についてその研究・実施体制を整備することが緊急の課題とされている。本年5月29日、原子力委員会の高レベル廃棄物処分懇談会は、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」と題する報告案を取りまとめ公表し、同処分に対する意見を広く一般公衆から求めることを決めた。

高レベル廃棄物処分について、わが国では従来より、実施主体のあり方を巡る議論はなされてき

たが、処分法制のあり方を巡る議論、すなわち処分をどのような規制スキームの枠組みの中で実施すべきであるか、については、必ずしも十分には検討されてこなかった<sup>1</sup>。

そこで、本研究では高レベル廃棄物処分法制のあり方として想定され得るいくつかの選択肢に

<sup>1</sup> ただし、高レベル放射性廃棄物処分のみならず低レベル廃棄物処分をも含めたかたちで、処分法体制の抜本的見直しを図るべきである、とする石橋弁護士の一連の論文がある(石橋(1989a),(1989b),(1989c))。もともと、同論文は、原子力推進体制そのもののあり方を見直す、という立場で記述されており、本研究報告のそれとは異なる。

ついて考察を加えることとしたい。

なお、外国法との比較については、①現時点では米国等の例外を除いて多くの国で処分そのものに関する法規制が未だ整備の途上にあると考えられること、②わが国の原子力諸規制と外国法におけるそれとは、そもそもの規制の方法・体系が大きく異なっており、わが国の処分法制のあり方を考察するにあたって、諸外国の処分法制の例をそのまま参考にするには必ずしも適切ではないと考えられること、等の理由から本研究では特に取り上げず、今後の検討課題としたい。

## 2. わが国の現行処分法制

### 2.1 概要

わが国における放射性廃棄物の“処理処分”<sup>2</sup>は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「炉規法」)において「廃棄の事業」(炉規法第5章の2)として規制されている。また、そこから生じた損害については、「原子力損害賠償に関する法律」(以下「原賠法」)の下で、「原子炉の運転等」(原賠法第2条第1項)に因る原子力損害として、賠償処理されることが規定されている。

炉規法における「廃棄の事業」は、(i)処分サイトでの最終的な処分オペレーションである「廃棄物埋設」と(ii)処分サイトでの埋設処分がなされるまでの間に行われる放射線による障害の防止を目的とした「廃棄物管理」(いわゆる“管理貯蔵”)の二つの事業行為に分けられる(炉規法第51条の2第1項)。(i)の最終的な処分オペレーションが終了した(処分場が閉鎖され、廃棄物埋設の事業が終了した)後の取り扱いについては、炉規法上の規定はない。なお、これら二つの事業行為は、原賠法第2条第1項第5号及び同法施行令第1条第5号によって、同法の適用対象である「原子炉

の運転等」の一類型(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」であつて政令で定めるもの)とされる。

炉規法第51条の2第1項により、「廃棄の事業」を行うことができる者は、内閣総理大臣による事業の許可を受けた者に限られる。「廃棄の事業」のうち(i)「廃棄物埋設」の事業の許可を受けた者を「廃棄物埋設事業者」(同第51条の6第1項)、(ii)「廃棄物管理」の事業の許可を受けた者を「廃棄物管理事業者」(同第51条の7第1項)という。なお、これらの事業者は、原賠法第2条第3項第2号の3によって、同法の適用対象である「原子力事業者」とされ、損害発生時には同法が規定する損害賠償責任(無過失責任、責任集中、無限責任)を負わなければならない(原賠法第3条第1項)。

一方、炉規法及び原賠法では、“高レベル放射性廃棄物”や“低レベル放射性廃棄物”といった、廃棄物の性質に着目した文言は、法律上の概念としては一切用いられていない。例えば、炉規法の「廃棄の事業」の規定の下で、廃棄物の性質に応じた規制がなされるのは、それぞれの廃棄事業者が事業の対象として取り扱うことのできる放射性廃棄物はどのようなものであるか、というコンテキストにおいてであり、それは同法施行令の放射能濃度規制等を通じてなされる。一般には、当該濃度規制における基準値以下のものを便宜上“低レベル放射性廃棄物”、それ以外のものを“中レベル”あるいは“高レベル放射性廃棄物”と呼称している。

以上、炉規法は、放射性廃棄物という物質そのものに着目するのではなく、その物質に関わる人的オペレーションのあり方に着目して規制を加えている。このような規制手法のことを法律学では「作用規制」と言い<sup>3</sup>、わが国の原子力諸法は主としてこの手法を採用している。

<sup>2</sup> わが国の原子力法規制では、放射性廃棄物の“処理処分”という文言は、法律上の概念としては用いられていない。

<sup>3</sup> 塩野(1980)4-5頁。

## 2.2 原子炉等規制法における規制

### (1) 廃棄物埋設

「廃棄の事業」のうち「廃棄物埋設」を規定する炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号は、事業として埋設が認められる放射性廃棄物を性状、放射能レベル、含有放射性物質の種類・量等によって直接規制しないものの、それを「政令で定める」ものに制限している<sup>4</sup>。そして、同政令である炉規法施行令第 13 条の 9 は同廃棄物に対して一定の放射能濃度規制を課している。

このため、わが国法においては、この基準を満たす、いわゆる“低レベル放射性廃棄物”の埋設のみが事業として認められることとなる。実際には、日本原燃株式会社が同廃棄物について埋設事業の許可を既に受け、操業を開始している。

以上から、現行原子力規制の下では、法律(炉規法)そのものではなく政令によって、その基準を満たさない、“低レベル廃棄物”以外の廃棄物——“中レベル”や“高レベル廃棄物”の埋設が事業として認められていない、と理解することが可能である(後で詳しく述べるように、これに対しては異論がある)。

### (2) 廃棄物管理

一方、「廃棄物管理」を規定する炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 2 号もまた、先の廃棄物埋設の場合と同様に、事業として許可の対象となる管理行為を、管理する廃棄物の性状、放射能レベル等によって直接規制せずに、「政令で定めるもの」に制限している<sup>5</sup>。しかし、同政令である炉規法施行令第 13 条の 10 は、廃棄物埋設の場合とは異なり、管理対象となる廃棄物を放射能レベル、含有放

射性物質の種類・量、によっては規制しない。

したがって、少なくとも法律上は、“高レベル廃棄物”も“低(中)レベル廃棄物”も区別されることなく等しく事業者が管理事業として取り扱うことのできる廃棄物とされている。但し、現時点では海外再処理に伴って返還された高レベルガラス固化体、すなわち“返還廃棄物”のみを対象として、日本原燃株式会社が廃棄物管理の事業の許可を受けており、実際の操業を開始している。

## 2.3 原子力損害賠償法における規制

原賠法は炉規法の規制方法に実質的に依拠するかたちでその適用範囲を定めており、そこでは原則として炉規法の下で事業・行為の許可等を受けた者(原賠法上「原子力事業者」とされる)だけが、実質的に炉規法の下で許可された事業・行為(原賠法上「原子炉の運転等」とされる)によって原子力損害を発生させた場合についてのみ、原賠法上の賠償責任を負うこととされている。

### (1) 廃棄物埋設

「廃棄の事業」のうち「廃棄物埋設」については、炉規法上の事業として認められる——すなわち、炉規法施行令第 13 条の 9 の基準を満たす“低レベル放射性廃棄物”の埋設、及びその事業者のみが、原賠法の適用対象となり得る。したがって、実際には、炉規法の下で“低レベル”廃棄物埋設の事業の許可を受けた日本原燃株式会社が、同廃棄物埋設に伴う原子力損害を発生させたときには、原賠法上の責任を負うこととなる。

なお、炉規法施行令の基準を満たさない“高・中レベル廃棄物”の埋設は炉規法上の事業とされないため、原賠法の適用もない。

### (2) 廃棄物管理

一方、「廃棄物管理」については、少なくとも法律上は、“低レベル廃棄物”管理も“高レベル廃棄物”管理も炉規法施行令第 13 条の 10 の要件を満たし炉規法上の事業として認められるため、原賠法の適用対象となり得る。しかしながら、実際には、海外より返還された高レベルガラス固化体の管理

<sup>4</sup> 「政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分(以下「廃棄物埋設」という。)(炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号)

<sup>5</sup> 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物についての廃棄物埋設、……(中略)……その他の最終的な処分がなされるまでの間に行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であって政令で定めるもの(以下「廃棄物管理」という。)(炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 2 号)

表 1 わが国における放射性廃棄物処理処分(「廃棄の事業」)の法律上の取り扱い

廃棄物の種類	通常の呼称	“低レベル”廃棄物	“中レベル”廃棄物	“高レベル”廃棄物
	法律上の定義	炉規法施行令第13条の9の基準を満たすもの	炉規法施行令第13条の9の基準を満たさぬもの	
「埋設」 (処分) 事業	炉規法における事業として認められているか	○	×	×
	原賠法の適用があるか	○	×	×
	事業者	日本原燃株式会社	×	×
「管理」 事業	炉規法における事業として認められているか	○	○	○
	原賠法の適用があるか	○	○	○
	事業者	未申請	未申請	日本原燃株式会社 (返還廃棄物についてのみ申請)

についてのみ日本原燃株式会社が廃棄物管理の事業の許可を受けているため、同社が、同廃棄物管理に伴う原子力損害を発生させたときには、原賠法上の責任を負うこととなる。

以上述べてきたことを整理すると、表 1 のとおりである。

### 3. 処分法制のあり方をめぐる議論

#### 3.1 問題の所在

前章で示されたように、わが国の高レベル廃棄物処分(埋設)法制が整備されていない(すなわち、炉規法上の事業として認められず、原賠法の適用もない)のは、法律そのものの規定が無いことによるのではなく、政令によって埋設廃棄物に放射能濃度規制が課せられていることによる、と見ることができる。

この理解に従うならば、法律そのものの改正や何らかの立法措置をとることなく、政令である炉規法施行令第13条の9の改正及び関連諸規則の整備のみを通じて、将来的に高レベル廃棄物処分を炉規法第51条の2第1項第1号の規定する「廃棄物埋設」の事業の一環として実施し、原賠法の適用対象とすることができる、と解される。

しかしながら、上の方法による廃棄物処分の炉規法の下での事業化と原賠法の適用に関しては、次のような問題が提起され得る。

第一は、炉規法第51条の2第1項(第1号)の規定は、本当に、政令改正を通じた高レベル廃棄物処分の事業化を企図して立法された規定なのかどうか、という問題である。

条文の文言を素直に読む限りでは、同規定は、政令改正による処分の事業化を予定あるいは是認しているように読み取れる。しかしながら、同規定を含む「廃棄の事業に関する規制」の章を創設した昭和61年の炉規法改正のための国会審議<sup>6</sup>においては、当時の政府委員が、高レベル廃棄物の最終処分については政令の改正ではなく「法律の見直し」で対応する旨を答弁している<sup>7</sup>。した

<sup>6</sup> 第104回国会衆議院科学技術委員会

<sup>7</sup> 第104回国会衆議院科学技術委員会議録第12号8頁によると、昭和61年4月24日の同委員会において辻政府委員(当時)は、安井委員(当時)の「将来はこの法文(炉規法第51条の2第1項第1号—筆者注)に基づいて政令(炉規法施行令—筆者注)改正で何でも(高レベルやTRU廃棄物の最終処分—筆者注)やっしまおう、そういうおつもりがあるということではないですか」という質問に対して、「高レベルやTRUの廃棄物の最終処分は現行法上及び改正後においても認める考えはございません。これらの最終処分は原子力委員会及び原子力安全委員会の立案する政策に基づきまして実施していくという考え方でございまして、両委員会によりましてこういう政策が立案された場合には、私ども法律の見直しを行うことを考えております。それまでの間、(高レベルやTRU廃棄物の最終処分を—筆者注)認める考えはございません」と答弁されている。さらに、辻委員は、安井委員の「それなら、あなたのご説明の政令(炉規法施行令—筆者注)というのは、高レベルやTRUについては今後新しい立法措置でいくというふうに受けとめていいですね」という再度の質問に対して、「ただいま申し上げましたように、その時点(高レベルやTRU廃棄物の最終処分を行う時点—筆者注)で法

がって、この国会答弁の内容を仮に炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の立法者意思として捉えるならば、同規定は、政令改正を通じた高レベル廃棄物処分の事業化を是認していないものと解されることとなる。

第二は、仮に、先の問題において、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号は政令改正を通じた処分の事業化を是認している、と解されるとしても、高レベル廃棄物処分は、原子炉の運転や低レベル廃棄物処分等の、現行炉規法及び原賠法の下で規制される他の事業に比べて、事業行為そのもの、あるいは行為から生じ得る可能性のあるリスクの性質が極めて“特殊”であるから、立法政策論として（政令改正を通じて）同処分を現行法規制の下で規制するのは望ましくない、という議論である。すなわち、この論は、現行法規制では、高レベル廃棄物処分の“特殊性”に十分対処することができないので、新たな立法措置が必要とされる、というものである。

第三は、現行規定が政令改正を通じた高レベル廃棄物処分の事業化を企図しているかどうかを問わず、また現行法規制が同処分の“特殊性”に十分対処することができるかどうかを問わず、同処分は国民にとって極めて重大な問題であるから、立法政策論として、国民の意思を直接的に反映させることなく政令改正という形でそれを実施することは望ましくない、という議論である。この論によれば、仮に、高レベル廃棄物処分を現行法規制の下で行う場合であっても、炉規法の規定そのものの改正を通じて国民の意思を問うべきである、とされる。すなわち、先の第二の議論が、同廃棄物処分に適用される規制内容のあり方を問題としているのに対し、この議論は、規制がつけられる（処分の実施に至る）法的手続のあり方を問題としていると言える。

なお、上の各問題点は、いずれも高レベル廃棄物処分事業が継続中——すなわち、処分場が閉鎖され実施主体が解散されるまでの局面を対象とするものである。

### 3.2 問題点の整理

前節で指摘した問題点を、現行法規制との関係において整理すると、以下の三つの法律上の論点にまとめることができる。

#### (1) 炉規法の適用

高レベル廃棄物処分を、再処理や低レベル廃棄物処分（埋設）等の他の事業行為と同様に、炉規法の下で（「廃棄の事業」の一形態として）規制することが望ましいかどうか。すなわち、同処分を現行炉規法の基本的枠組みの中で実施することが、「公共の安全」の確保等の面<sup>8</sup>で適切であるかどうか。

#### (2) 原賠法の適用

上の(1)において、処分を現行炉規法の基本的枠組みの中に位置づけた場合には、処分行為から生じた原子力損害に対しては、いわば“自動的に”現行原賠法が適用されることとなるが、同損害への原賠法の適用は望ましいかどうか。すなわち、同損害を現行原賠法の基本的枠組みの中で処理することが、「被害者の保護」等の面<sup>9</sup>で適切であるかどうか。

#### (3) 政令改正による事業化

炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号に言う「政令」の改正という手続のみを通じて、処分を実施することは、望ましいかどうか。すなわち、処分の実施に至るまでの手続の方法として、政令の改正という、議会を通じての民意を反映させない方法に拠ることが、適切であるかどうか。

### 3.3 法的選択肢の整理

前節で整理した(1)～(3)の各論点に関して、それを適用するか否かによって、理屈の上では 8 つ

律の見直しを行います、それまでの間は政令（炉規法施行令——筆者注）を改正してこれに取り入れるということをしていただきます」と答弁されている。

<sup>8</sup> 炉規法の規制目的。同法第 1 条において規定される。

<sup>9</sup> 原賠法の規制目的。同法第 1 条において規定される。

の法律上の選択肢が考えられる。

しかしながら、論点(1)において、処分を現行炉規法の基本的枠組みの中で実施しない(炉規法不適用)とする場合には、実施に至るまでの手続として政令改正の方法に拠ることは不可能となるため、(3)において、政令改正による事業化を選択することはできない。

したがって、実際には表2に示すA~Fの6つの法的選択肢が想定されることとなる。

なお、先の3.1で指摘したように、これらの法的選択肢は、いずれも高レベル廃棄物処分事業が継続中である局面を対象とするものであり、処分場が閉鎖され実施主体が解散された後の法規制のあり方については、別途検討する必要がある。

各選択肢の具体的内容は以下のとおり。

#### [選択肢 A]

本選択肢は、炉規法第51条の2第1項第1号に言う「政令」(同施行令第13条の9)の改正を通じて、高レベル廃棄物処분을炉規法第51条の2第1項の「廃棄の事業」の一形態(「廃棄物埋設」として実施し、その原子力損害賠償処理についてもそのまま現行原賠法を適用する、という考え方である。

この考え方は、炉規法第51条の2第1項第1号の規定を、文言どおりに、政令改正による処分の事業化を予定あるいは是認している、と解釈した場合の解釈論に忠実に依拠したものであると言える。

また、この考え方の背景には、高レベル廃棄物処分は、原子炉の運転や低レベル廃棄物処分等の、現行炉規法及び原賠法の下で規制される他の事業と、(少なくとも処分場が閉鎖され、処分オペレーションが終了するまでの間は)オペレーションの性質、あるいはそこから生じ得る可能性のあるリスクの性質等の面で異なることなく、現行法規制の下でもその「公共安全」を確保したり、損害発生時における「被害者の救済」を実現するこ

表2 高レベル廃棄物処分の法的選択肢

	炉規法の適用	原賠法の適用	政令改正による事業化
A	適用	適用	適用
B	適用	適用	不適用
C	適用	不適用	適用
D	適用	不適用	不適用
E	不適用	適用	不適用
F	不適用	不適用	不適用

とは十分可能である、という認識がある。

#### [選択肢 B]

本選択肢は、炉規法第51条の2第1項第1号に言う「政令」(同施行令第13条の9)の改正ではなく、炉規法の規定そのものの改正あるいは新規立法を通じて、高レベル廃棄物処분을現行炉規法の「廃棄の事業」の一形態、あるいは同法上新たに創設した一事業として実施し、その原子力損害賠償処理については、(必要があれば)同処分事業及び実施主体に現行原賠法が適用されるような措置<sup>10</sup>を講じた上で、現行原賠法を適用する、という考え方である。

考え方の背景に、現行法規制の下でも高レベル廃棄物処分の「公共安全」を確保したり、損害発生時における「被害者の救済」を実現することは十分可能である、という認識がある、という点において、本選択肢は[選択肢 A]と同様であるが、同処分に現行法規制を適用させるための法的手続の方法として政令の改正に拠ることを認めない、とする点で同選択肢とは異なる。

すなわち、本選択肢は、高レベル廃棄物処分に適用される法規制の内容の面では、現行炉規法及び原賠法によって十分対処することができる、

<sup>10</sup> 例えば、高レベル廃棄物処분을炉規法上新たに創設した一事業として実施する場合に、現行原賠法を適用するためには、同法の適用対象となる「原子力事業者」を規定する原賠法第2条第3項の「次の各号に掲げる者」の中に、炉規法の下で一つの独立した事業者とされた“高レベル廃棄物埋設(処分)事業者”を加える等の措置が必要とされよう。

あるいは対処することが望ましい、としつつも、①同廃棄物の最終処分については「法律の見直し」で対応する旨を述べた、昭和 61 年の炉規法改正時の国会審議における政府委員答弁を炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の立法者意思として尊重する立場から、あるいは②同処分は国民にとって極めて重大な問題であるから、立法政策論として、国民の意思を直接的に反映させることなくそれを実施することは望ましくない、とする立場から、政令改正による処分の実施を認めない、とする考え方でありと言えよう。

### [選択肢 C]

本選択肢は、高レベル廃棄物処分を、[選択肢 A]の場合と同様に、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号に言う「政令」(同施行令第 13 条の 9)の改正を通じて、炉規法第 51 条の 2 第 1 項の「廃棄の事業」の一形態(「廃棄物埋設」として実施するが、その損害賠償処理については、同処分によって惹起されるであろう損害の性質の“特殊性”等に鑑み、現行原賠法を適用せずに、法改正あるいは新規立法によって対処する、という考え方である。

例えば、処分に伴う損害の賠償処理の局面には、責任集中制度<sup>11</sup>を採用する原賠法をそのままの形で適用せずに、廃棄物の“発生者”である電気事業者等にも賠償責任を負わせるような制度的仕組みを、原賠法の改正や新規立法等を通じて適用すべきである、とする“発生者責任論”的な考え方もこの選択肢の範疇に含まれることとなる。

このように、本選択肢は、炉規法が適用される

局面と原賠法が適用される局面とで異なる取扱いをしているが、これは本選択肢が、

- ① 炉規法と原賠法とでは法律のそもそもの目的が異なっており<sup>12</sup>、また「製錬の事業」に見られるように、炉規法で規制される事業行為の総てが原賠法の適用対象とされるわけではないため、高レベル廃棄物処分を現行炉規法の下で実施するとしても、それに原賠法を適用する必然性はないこと、
  - ② 高レベル廃棄物及び同処分施設の平和利用や安全性の確保等の面では、現行炉規法の規制によっても十分対処することが可能であるが、実際に原子力損害が発生(潜在的なリスクが具現化)してしまった場合には、その損害の性質の“特殊性”——原賠法が適用される、他事業に伴う原子力損害とはその性質が大きく異なるという点ゆえに、現行原賠法の規定で対処することは不可能であること、
- という考え方に依拠しているからである。

なお、先の 2.3 で述べたように、処分の実施を炉規法の「廃棄の事業」の一形態として実施する場合には、いわば“自動的に”原賠法が適用される<sup>13</sup>ため、この選択肢に拠る場合には、原賠法の適用を排除するための法改正等の措置が別途必要とされよう。

### [選択肢 D]

本選択肢は、高レベル廃棄物処分を現行炉規法の基本的枠組みの中で(炉規法の「廃棄の事業」の一形態、あるいは同法上新たに創設した一

<sup>11</sup> 原賠法第 4 条第 1 項によって、原子力損害についての損害賠償責任は、当該原子力事業者が一元的に負うこととなり、「原子力事業者以外の者」は、たとえその者に帰責事由があったとしても一切責任を負わないものとされる。[選択肢 A]または[選択肢 B]に見られるように、高レベル廃棄物処分(埋設)に伴う原子力損害の賠償処理に原賠法を適用する場合には、「原子力事業者」である同埋設事業者のみが、原賠法上の損害賠償責任(無過失・無限責任)を負うこととなり、高レベル廃棄物を“発生させた”電気事業者や再処理事業者等は、同法上の損害賠償責任を負うことはない。

<sup>12</sup> 炉規法の目的については同法第 1 条(「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行う」こと等)、原賠法の目的については同法第 1 条(「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」)を参照のこと。

<sup>13</sup> 原賠法第 2 条第 1 項第 5 号及び同法施行令第 1 項第 5 号(「原子炉の運転等」の定義規定)、並びに原賠法第 2 条第 3 項第 2 号の 3(「原子力事業者」の定義規定)を参照のこと。

事業として)実施しつつも、その損害賠償処理については現行原賠法ではなく法改正あるいは新規立法によって対処する、という点において[選択肢 C]と同様であるが、同処分に炉規法を適用するための手続の方法として政令の改正に拠ることを認めない、とする点で同選択肢とは異なる。

すなわち、本選択肢は、同廃棄物処分に適用されるべき規制内容のあり方については、[選択肢 C]と同様の考え方に依拠しているが、規制がつけられる法的手続のあり方については、[選択肢 B]と同様の考え方に依拠している、と言えよう。

#### [選択肢 E]

本選択肢は、高レベル廃棄物処分を、これまで述べてきた選択肢のように現行炉規法の基本的枠組みの中で実施するのではなく、同処分行為の“特殊性”等に鑑み、新たな法規制の下で実施することとするが、その損害賠償処理については、同処分行為及び実施主体に現行原賠法が適用されるような措置<sup>14</sup>を講じた上で、現行原賠法を適用する、という考え方である。

本選択肢は、炉規法が適用される局面と原賠法が適用される局面とで異なる取扱いをしている、という点において[選択肢 C]及び[選択肢 D]と同様であるが、その立場はこれらの選択肢と正反対である。すなわち、本選択肢は、高レベル廃棄物及び同処分施設の平和利用や安全性の確保等の面では、同処分行為の“特殊性”(炉規法が適用される他の事業行為とはその性質が大きく異なる)ゆえに、現行炉規法の規定で対処することは不可能であるが、その損害賠償処理の面では、(少なくとも処分場が閉鎖され、処分オペレーションが終了するまでの間は)現行原賠法の規定で対

処することが十分可能である、という考え方に依拠している。

#### [選択肢 F]

本選択肢は、[選択肢 A]とは全く逆の立場である、と考えて良い。すなわち、本選択肢は、高レベル廃棄物処分を、処分行為の“特殊性”等に鑑み、現行炉規法の基本的枠組みの中で実施するのではなく、新たな法規制の下で実施することとし、またその損害賠償処理についても、処分によって惹起されるであろう損害の性質の“特殊性”等に鑑み、現行原賠法を適用せずに、法改正あるいは新規立法によって対処する、という考え方である。

換言すれば、本選択肢は、そもそもわが国の現行原子力諸規制の下では高レベル廃棄物処分に伴うあらゆるリスクについて十分には対処することができない、すなわち現行法規制は高レベル廃棄物処分という特殊なリスクを伴う行為を想定して策定されたものではない、という認識に拠っており、それゆえに、高レベル廃棄物処分のための全く新しい制度の構築を求めているものであると言えよう。

### 3.4 実施主体論との関係

上の処分法制のあり方を巡る議論(法的選択肢)は、実施主体のあり方を巡る議論(処分事業の実施主体を民間企業とするか国営あるいは特殊法人とするか等)とは直接的には関係がない。なぜならば、実施主体を国営あるいは特殊法人とした場合においても、現行炉規法及び原賠法による規制は可能である<sup>15</sup>し、また実施主体を民間企業とした場合であっても、現行法規制ではない新規立法による規制の下で処分を行うことは、立法政策論として十分可能であるからである。

もつとも、新規立法に拠らず、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号に言う「政令」の改正のみを通じて高レベル廃棄物処分を実施しようとする場合であ

<sup>14</sup> 具体的には、原賠法第 2 条第 1 項の規定する「原子炉の運転等」に同処分行為を加えるための措置、及び同条第 3 項の規定する「原子力事業者」に実施主体を加えるための措置が必要とされよう。なお、前者の措置については政令(原賠法施行令第 1 条)の改正のみで対処することも不可能ではない、と考えられるが、後者の措置については原賠法そのものの改正(号の追加)が必要とされよう。

<sup>15</sup> 例えば、炉規法第 2 章の「製錬の事業に関する規制」においては、動力炉・核燃料開発事業団が規制対象とされている(第 11 条以下参照)。



つても、実施主体として国営あるいは特殊法人を選択する場合には、何らかの立法措置が別途講じられることとなる。その意味では、実施主体のあり方を巡る議論は、処分法制のあり方のうち政令改正による事業化の適否の議論——処分の実施に至るまでの法的手続の方法として、政令の改正という、議会を通じての民意を反映させない方法に拠ることが適切であるかどうか、という議論といくらかの関連性がないわけではない。

本稿においては、処分法制のあり方を巡る議論を中心に据え、実施主体のあり方についてはこれ以上の考察を加えないが、実際の政策遂行の場面では、実施主体の法人形態等をどのようなものにするか、という問題が極めて重要な課題となるのは言うまでもない。

#### 4. 処分法制の選択肢に対する考察

本章では、前章で述べた各選択肢に対していくつかの視点から考察を加えることとする。

##### 4.1 廃棄物埋設事業の根拠規定との関係

各選択肢が、「廃棄物埋設」を規定する現行炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の解釈運用においてどのように位置づけられるのか、について考察を加えることは重要である。なぜならば、同規定は、廃棄物処分に現行炉規法及び原賠法を適用する場合の根拠となる重要な規定だからである。

##### (1) 文言上の解釈

先の 2.2 で述べたように、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の法文言自体は、埋設の対象となる放射性廃棄物の範囲を明示しておらず、その範囲を「政令」に委任している。したがって、条文の文言どおりに解釈するならば、同規定は、政令改正を通じた処分の事業化を予定あるいは是認しているものと解される。

さらに、同規定に言う「政令」の制定または改廃に際しては、内閣総理大臣（実際には科学技術庁長官）等が、事前に原子力両委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならない旨を定める、同法

第 51 条の 2 第 3 項の規定もまた、政令の改正を通じてあらゆる種類の放射性廃棄物が第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の下で埋設の対象となり得ることを前提として立法された規定であると見ることもできる。

##### (2) 立法者意思

炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の文言を素直に読む限りでは(1)のような解釈が導き出されるにもかかわらず、同規定の立法等が議論された国会審議の場において、当時の政府委員が、高レベル廃棄物の最終処分については政令の改正ではなく「法律の見直し」で対応する旨を答弁していることについては、先の 3.1 で述べたとおりである（前出注 7 参照）。

この答弁の内容を炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の立法者意思として捉え、解釈運用上の指針として尊重するならば、政令改正を通じて同規定の下で処分事業を実施することは炉規法上許されないこととなる<sup>16</sup>。

##### (3) 各選択肢に対する考察

結局のところ、この問題は、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を文言どおりに解釈運用するか、それとも国会審議における政府委員答弁の内容を立法者意思として尊重するかたちで解釈運用するか、という点に帰着しよう。このとき、前者の立場に合致し得るのが、[選択肢 A]及び[選択肢 C]であり、後者の立場に合致し得るのが、残りの選択肢であると考えられる。

考えるに、国会審議における政府委員答弁の内容をそのまま立法者意思として捉えることには無理があるように思われる。しかしながら、現実の高レベル廃棄物処分実施にあたって、この答弁の内容を無視する（政令改正を通じて処分事業を実施する）ことは、法律上ではない、実際問題上の

<sup>16</sup> もっとも、藤原(1986)論文が指摘するように、このように解釈するとしても、条文上の「歯止め」がない以上、将来、高レベル廃棄物処分を同規定の下で行い得るといふ、論理的可能性は否定されるわけではない、とも考えられよう(藤原(1986)54頁)。

争い(反対運動等)を生じさせる可能性が大きいとも言える。

また、政令改正による高レベル廃棄物処分の実施について、学説はいずれも否定的な見解を示している<sup>17</sup>。

## 4.2 高レベル廃棄物処分の“特殊性”の有無

ここに言う高レベル廃棄物処分の“特殊性”の有無とは、同処分が、原子炉の運転や再処理等の現行原子力諸法によって規制される他の事業行為と比較して、現行法規制で対処することができない程の、何か特別な性質を伴うリスクを有しているかどうか、ということである。このリスクには、災害防止や核物質防護等といった、炉規法で規制されるべき事柄に関するものと、行為に伴って発生する原子力損害といった、原賠法で規制されるべき性質のものがある。

### 4.2.1 炉規法で規制されるべき事柄に関するリスク

#### (1) “特殊性”の有無

高レベル廃棄物処分は、炉規法で規制されるべき事柄——核物質及び施設の平和的・計画的利用、災害の防止、核物質防護、等に関して、他の事業行為等と比較して何か特別な性質のリスクを有しているか。

高レベル廃棄物処分を事業遂行上のオペレーションとして捉える限りにおいては、そこで行われているのは、処理(conditioning)、廃棄物の搬入(transport)、取扱い(handling)等といった、現行炉規法の下で規制される他の既存事業と同様の内容

のオペレーションであると思われる<sup>18</sup>。この理解に従うならば、処分オペレーションで取扱われる高レベルガラス固化体そのものの性質が、再処理オペレーションで取扱われる使用済燃料や原子炉の運転で取扱われる“燃焼中の”核燃料等の性質と根本的に異なっている、あるいはこれらの物質の性質に比べて著しく“危険”であるのではない限り、処分オペレーションに伴うリスクの性質は、再処理や原子炉の運転等の現行炉規法で規制されるオペレーションに伴うリスクの性質と基本的に異なるところはない、と考えることができよう。

したがって、上の理解に従えば、高レベル廃棄物処分は、炉規法で規制される事柄に関して“特殊性”を有しておらず、現行炉規法の下で事業化することに何ら不都合はない、という結論が導かれる。

しかしながら、上の見解に対しては、次のような反論が考えられ得る。すなわち、高レベル廃棄物処分の“特殊性”は、処分場が閉鎖される前の事業が継続している間(“pre-closure” phase)において行われる業務遂行上のオペレーション自体の内容に求められるのではなく、処分オペレーションによって、処分場が閉鎖され事業が終了した後(“post-closure” phase)も、なお潜在的なリスクが数千年オーダーの単位で継続し得るかも知れない点に求められるべきである、とする見解である。この見解に従うならば、高レベル廃棄物処分は、事業が終了し炉規法による規制が原則として行われなくなった後も、非常に長期間にわたって潜在的なリスクを継続させる可能性がある、という点で、現行炉規法で規制される他の既存事業とリスクの性質が決定的に異なっている<sup>19</sup>、と考えることができよう。

<sup>17</sup> 例えば、植村(1994)論文は、「法令を改正して、高レベル廃棄物の最終的な処分を埋設事業として行えるかどうかは、必ずしも明確ではない」としつつも「通常は、この埋設事業は低レベル廃棄物のみを念頭においたものと理解されている」と結論づけている(植村(1994)98頁)。また、INLA主催のNUCLEAR INTER JURA '95(Helsinki)における小幡教授のペーパーは、「政令改正によって高レベル廃棄物処分を埋設事業に含めることは不可能ではない」としつつも、同廃棄物は「特別な配慮」(special condition)を必要とするため、「新しい方向で法的措置が検討されなければならない」(newly legal measures must be examined)と論じておられる(Obata(1995)p.598)。

<sup>18</sup> NEA/OECD(1984)p.82.もつとも、同レポートで議論されている内容は、処分オペレーションから生じる損害の性質の“特殊性”についてである。

<sup>19</sup> 低レベル廃棄物埋設の場合は、ゼロリスクになるまで処分場は閉鎖されない(事業が継続することとされており、高レベル廃棄物処分における処分概念とは大きく異なる。

したがって、上の理解に従えば、高レベル廃棄物処分は、炉規法で規制される事柄に関して他事業には見られない“特殊性”を有しており、現行炉規法の下で事業化することは困難である、という結論が導かれる。

## (2) 各選択肢に対する考察

結局のところ、この問題は、炉規法で規制されるべき事柄に関する高レベル廃棄物処分のリスクを、主として事業遂行上のオペレーションに伴うリスクとして捉える<sup>20</sup>か、それとも“地層処分”(永久的な処分)という「処分概念」そのものに係るリスクとして捉えるか、という点に帰着しよう。このとき、前者の立場に合致し得るのが、[選択肢 A]～[選択肢 D]であり、後者の立場に合致し得るのが、[選択肢 E]及び[選択肢 F]であると考えられる。

考えるに、高レベル廃棄物処分の業務上のオペレーション自体は他の既存事業のそれとほぼ同様の内容であり、そこから生ずるリスクも他の事業、殊に原子炉の運転等に比べて、とりわけ“危険”であるとは言い難い。しかるに、その処分オペレーションによって、事業終了後も非常に長期間にわたり潜在的なリスクが継続し得る可能性がある、という点においては、高レベル廃棄物処分は他事業とリスクの性質が大きく異なっていると捉えることもできる。また、現行炉規法が、物質そのもののリスクに対してではなく、その物質に関わる事業等の人的オペレーションに対して規制を加えている点(前出2.1参照)を勘案するならば、同法は、事業終了後もリスクが継続し得る可能性のある事業行為に対処することを、原則として予定していない、とも言い得る。

したがって、高レベル廃棄物処分においては、炉規法で規制される既存事業とは性質が異なるこのリスクに対処するために、災害防止や公共の安全確保のための別の法律が必要であるとも考えら

れる。また、その立法にあたっては、事業終了後の管理のあり方についても規定することが可能であろう。

上の理解によれば、[選択肢 E]及び[選択肢 F]のほうが、より望ましいとも言えよう。

## 4.2.2 原賠法で規制されるべき性質のリスク

### (1) “特殊性”の有無

高レベル廃棄物処分に伴って生じる原子力損害リスクの“特殊性”の有無に関する議論は、先の、炉規法で規制されるべき事柄に関するリスクの“特殊性”の有無に関する議論とほぼパラレルに考察を加えることができる。

この議論に関する第一の見解は、高レベル廃棄物処分に伴う原子力損害を、処分場が閉鎖される前の事業継続中(“pre-closure” phase)に発生するものと処分場が閉鎖され事業が終了した後(“post-closure” phase)に発生するものとに分け、前者については、損害リスクの“特殊性”は無いから、原賠法で対応することが十分可能である、とするものである<sup>21</sup>。すなわち、処分事業継続中に生じ得る原子力損害は、主として、操作ミスによる固化体の落下、破損、放射性物質の飛散等といった、核燃料サイクルを構成する他の既存事業と同様のオペレーションに起因する突発的な事故(suddenness)から惹起されるものであり、この意味において、原賠法が適用される、他の事業に伴う損害と性質上異なるところがない、とする見解である<sup>22</sup>。なお、この見解は、事業終了後(“post-closure” phase)に生じた原子力損害については、①原因となるオペレーションと損害発生との間に時間的・空間的な乖離があること<sup>23</sup>や、非常に長期

<sup>20</sup> NEA/OECD(1984)の見解は基本的にこの立場に依拠している。

<sup>21</sup> NEA/OECD(1984)pp.81-89.同報告書に言う“the special nuclear third liability system”(p.82)は、わが国の原賠法に相当するスキームであると考えて良い。

<sup>22</sup> NEA/OECD(1984)pp.82-83.

<sup>23</sup> NEA/OECD(1984)pp.82-83 は、高レベル廃棄物処分に伴う損害として想定されるものは、①廃棄物の“閉じ込めシステム”(containment system)の予期しない進行的劣化、②地震等の予期しない自然現象、③人的活動の侵入、等に伴う、放射性物質の生活圏への漏出によって惹起されるものであり、処分地から遠

間にわたって損害発生リスクが継続し得ること等、既存事業に伴う損害とその性質が大きく異なる、②損害発生時には賠償責任を負うべき実施主体が既に解散されている、等の理由から、現行原賠法を適用することはできない、としている<sup>24</sup>。

一方、上の見解に対する反論として考えられる第二の見解は、高レベル廃棄物処分に伴う原子力損害の“特殊性”は、原因となるオペレーションと損害発生との間に時間的・空間的な乖離があることや、事業終了後も非常に長期間にわたって損害発生リスクが継続し得る点にこそ求められるべきであり、処分事業が継続中の局面と終了後の局面とを問わず、損害の“特殊性”を考慮した賠償スキームを新たに創設すべきである、とするものである。すなわち、第一の見解が専ら損害発生の時点(事業継続中か終了後か)に着目してその損害の性質を分類し、適用されるべき賠償スキームのあり方を問うているのに対して、第二の見解は損害発生の原因となるオペレーションと実際の損害とを一連の事象として捉えて、適用されるべき賠償スキームのあり方を問うている、と言える。

また、第二の見解の範疇には高レベル廃棄物処分の問題を一般産業廃棄物処分の問題とパレルに考え廃棄物の“発生者”である電気事業等にも損害賠償責任を課すべし、とする“発生者責任論”的な考え方も含まれよう<sup>25</sup>。

## (2) 各選択肢に対する考察

各選択肢を(1)で述べたそれぞれの見解に照らしあわせて整理するならば、第一の見解に合致するのが[選択肢 A]、[選択肢 B] 及び[選択肢 E]であり、第二の見解に合致するのが[選択肢 C]、

[選択肢 D]及び[選択肢 F]である。

このうち第二の見解に依拠する選択肢に対しては以下のような反論が考えられよう。

- ① 第二の見解がその根拠としている、処分に伴う損害の“特殊性”が実際に問題となる局面は、処分場が閉鎖され事業が終了した後の時点に限られており、処分事業が数千年オーダーで継続する場合(通常、このようなケースは考えられない)はともかくとして、事業継続中の局面についてまで“特別な”賠償スキームを適用する実質的な根拠に乏しいこと。
- ② 損害の“特殊性”に鑑み、事業継続中の処分オペレーションについても“特別な”法律によって規制される必要があるにしても、それは災害防止の観点から規制すべき事柄であって、賠償スキーム(被害者救済制度)で規制すべき事柄ではないこと。先の4.2.1で述べたように、[選択肢 E]及び[選択肢 F]においては災害防止や公共の安全確保のための新規立法が予定されており、これで対処することが可能であると考えられること。

また、“発生者責任論”的な考え方に対しては以下のような反論が提起されよう。

- ① 現行原賠法の下でも相応の損害賠償措置が処分事業者によって講じられ、かつ資力が同事業者に備わっているならば、被害者救済の実現は十分可能であり、廃棄物の“発生者”である電気事業等にも賠償責任を課すべき実質的な根拠に乏しいこと。
- ② 現行原賠法の下では、“低レベル廃棄物”埋設や“高レベル廃棄物”管理についても責任集中制度によって、当該事業者のみが賠償責任を負うこととされており、廃棄物の“発生者”である電気事業者がこれに加えて責任を負う、という意味での“発生者責任”制度は採用されていないこと。
- ③ 原子力事業における“発生者責任”が問題となるのは、事業資金の確保や実施主体設立の

く離れた地点で後になってから発生する可能性があることを指摘している。

<sup>24</sup> NEA/OECD(1984)pp.82-83,86-88.同報告書は、事業終了後の損害賠償スキームとして、基金方式や国家補償方式等を検討している。

<sup>25</sup> 前出注 11 で述べたように、高レベル廃棄物処分に現行原賠法を適用する場合には、実施主体のみが損害賠償責任を負うこととなり、その他の者は責任を負わない。

局面であり、損害賠償スキームのあり方とは直接的には関係がないと考えられること。

以上を勧案するならば、先の第二の見解に依拠する[選択肢 C]、[選択肢 D]及び[選択肢 F]はやや説得力に欠けると思われる。

### 4.3 既存原子力法体系との整合性

先の 2.3 で述べたように、現行原子力法体系においては、原則として、炉規法の下で事業・行為の許可等を受けた者だけが、実質的に同法の下で許可された事業・行為によって原子力損害を発生させた場合についてのみ、原賠法上の賠償責任を負うこととされている。

そのため、高レベル廃棄物処分を炉規法とは異なる規制スキームの下で実施するが原賠法の適用対象とする[選択肢 E]に対しては、この現行法体系になじまないのではないか、という批判が考えられ得る。

しかしながら、この批判に対しては、①炉規法と原賠法とでは法律のそもそもの目的が異なっており、原賠法の適用範囲を炉規法で規制される事業者及び事業行為に限定する論理的必然性はないこと、また②現行原賠法においても、炉規法で規制されない事業者 — 日本原子力研究所(原賠法第 2 条第 3 項第 4 号)、動力炉・核燃料開発事業団(同第 5 号)、及びその事業行為が適用対象

とされていること、といった反論が加えられよう。

したがって、現行原子力法体系において、原賠法の適用範囲が炉規法の規制構造に実質的に依拠しているのは、法理論上の理由からではなく、単なる法技術上の要請からであると考えられ、[選択肢 E]が現行法体系になじまない、という批判はそれほど説得力を持ち得ないと言えよう。

### 4.4 国民の合意形成

[選択肢 A]及び [選択肢 C]においては、政令改正という、議会を通じての民意を反映させない方法によって処分事業が実施され得ることとなる。

原子力の分野では、その規制対象が国会の制定法においてその細部まで規律することになじまない専門技術にかかわるものである<sup>26</sup>し、また、原子力政策に関わるすべての問題を国会の制定法で規定することが必ずしも望ましいこととは到底思われぬ。しかしながら、高レベル廃棄物処分といった国民的関心の高い政策を、政令改正という、民意を反映させない方法で実施することは、国民の合意形成にとって大きな阻害要因となり得る可能性もあり得る。

## 5. まとめと今後の課題

前章における考察をまとめると表 3(下表)のとおりとなる。同表からも読み取れるように、本研究

表 3 法的選択肢に対する評価

検討項目	A	B	C	D	E	F
廃棄物施設事業の根拠規定との関係	国会答弁の内容には反する	○	国会答弁の内容には反する	○	○	○
炉規法で規制されるべき事柄に関するリスクへの対処	×	×	×	×	○	○
原賠法で規制されるべき性質のリスクへの対処	○	○	説得力に乏しい	説得力に乏しい	○	説得力に乏しい
既存原子力法体系との整合性	特に問題はない					
国民の合意形成	阻害要因となる可能性あり	○	阻害要因となる可能性あり	○	○	○

<sup>26</sup> 塩野(1980)3 頁、藤原(1986)54 頁。

における分析によって、高レベル廃棄物処分を、炉規法第 51 条の 2 第 1 項第 1 号に言う「政令」の改正を通じて炉規法上の事業として実施するのではなく、別立法に基づく事業として実施し、事業継続中に発生した原子力損害については現行原賠法に基づく賠償処理を行うが、処分場が閉鎖され、事業が終了した後に発生した損害については、別立法に基づく処理を行う、とする[選択肢 E]が、現実的な処分法制の選択肢の一つとして、検討に値することが示された。

しかしながら、これは、あくまでも法的側面から分析した選択肢の一つであり、実際の処分のあり方については、法制度以外の側面をも考慮した上で、広く国民の間で議論されることが望まれよう。

本研究では、高レベル廃棄物事業を実施するための新しい“事業法”の具体的内容、そして処分場が閉鎖され事業が終了した後に発生した損害に対する賠償スキームの具体的内容、については、紙面の都合もあり、詳しくは言及しなかったが、この点に関しても、今後の検討課題としたい。

## 謝辞

本論文が成るにあたっては、同僚諸氏から有益な助言を受けた。また、外部査読を引き受けて下さった専門家の方々からは貴重なコメントを賜わった。これらの方々に対して心から感謝の意を表したい。なお、当然のことではあるが、本論文に関する誤り等についての一切の責任は筆者が負うべきものである。

## [参考文献]

- [1] IAEA(1989). “Safety Principles and Technical Criteria for the Underground Disposal of High Level Radioactive Wastes : Safety Series No.99,” International Atomic Agency, Vienna.
- [2] IAEA(1994). “The Principles of Radioactive Waste Management : Safety Series No.111-F,” International Atomic Agency, Vienna.
- [3] NEA/OECD(1982). “Disposal of Radioactive Waste : An Overview of the Principles Involved,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris.
- [4] NEA/OECD(1984). “Long-Term Management of Radioactive Waste : Legal, Administrative and Financial Aspects,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris.
- [5] NEA/OECD(1989). “Risks Associated with Human Intrusion at Radioactive Waste Disposal Sites,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris.
- [6] NEA/OECD(1993). “The Role of Conceptual Models in Demonstrating Repository Post-Closure Safety,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris
- [7] NEA/OECD(1995). “The Environmental and Ethical Basis of Geological Disposal,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris
- [8] NEA/OECD(1996). “Radioactive Waste Management in Perspective,” Nuclear Energy Agency OECD, Paris.
- [9] Obata, J.(1995). “Legal Considerations Regarding the Current Situation of High Level Radioactive Waste in Japan,” INLA/AIDN NIJ’95, Helsinki.
- [10] Persson, L.(1988). “Ethical Aspects on Nuclear Waste : SKN Report 29,” KASAM and SKN, Stockholm.
- [11] Weiss. E. B.(1989). “In Fairness to Future Generations : International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity,” The United Nations University, Tokyo.
- [12] 石橋忠雄(1989)、「わが国の原子力法体制の諸問題 — 高レベル放射性廃棄物を中心に—(上)(中)(下)」、『原子力工業』、第 35 巻第 3 号、第 5 号、第 7 号
- [13] 植村栄治(1994)、「日本における法的問題 — 廃棄物処理と最終処分の法的問題」、成田頼明、ルドルフ・ルーケス編『原子力法の新展開 — 第 3 回日独原子力法シンポジウム —』所収
- [14] 塩野宏(1980)、「核燃料サイクルを中心とする原子力法制の特色」、塩野宏編著『核燃料サイクルと法規制』所収
- [15] 藤原淳一郎(1986)、「放射性廃棄物の廃棄事業者規制の創設 — 原子炉等規制法の一部改正について」、『ジュリスト』、第 865 号

（たなべ ともゆき  
電力中央研究所経済社会研究所）